

会 議 録

- 1 会議名
平成25年度第1回阿賀野市都市計画審議会
- 2 開催日時
平成26年2月20日(木) 午後2時00分から午後3時00分まで
- 3 開催場所
阿賀野市役所 「第1・第2多目的ホール」
- 4 出席者(傍聴者を除く)の氏名(敬称略)17名
 - ・市長：田中清善
 - ・会長：松田昭悦
 - ・副会長：佐藤喜代治
 - ・委員：遠藤昌文、井岡英夫、小林信正、中島正昭、代理 今井英伸、
近藤鎌一、森 弘子、比企 忍、佐藤寛雄、田中三枝子
(全16名中、12名出席)
 - ・事務局：土岐建設課長、庭山都市計画建築係長、南場都市計画建築係主任、
小林都市計画建築係主任
(計4名)
- 5 議事(公開・非公開の別)
 - (1)阿賀野都市計画用途地域の変更について(阿賀野市決定) (公開)

報告

 - (1)阿賀野都市計画道路の見直しについて (公開)
 - (2)開発行為実績について (公開)
 - (3)木造住宅耐震改修支援事業実績について (公開)
 - (4)住宅リフォーム支援事業実績について (公開)
 - (5)虹の架け橋住宅取得支援事業実績について (公開)
- 6 非公開の理由
なし
- 7 傍聴者の数
0人

8 発言の内容

- 事務局 : 【開会】
(土岐課長) 本会は、「阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱」を適用し運営する旨説明する。
また、本日の議件審議ならびに報告事項は、いずれも非公開とする議案に該当しないことから全て公開で行うことを告げる。
平成25年度第1回阿賀野市都市計画審議会の開会を宣言する。
- 田中市長 : あいさつ
- 事務局 : 市長から阿賀野市都市計画審議会に付議事項がある旨を説明し、市長へお願いする。
(土岐課長)
- 田中市長 : 都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、「議事1 阿賀野都市計画用途地域の変更について(阿賀野市決定)」について付議します。会長へ付議書を手渡す。

他の公務のため、退席。

以降、会長により進行

議事(1) 阿賀野都市計画用途地域の変更について(阿賀野市決定)

- 松田会長 : 阿賀野都市計画用途地域の変更について、事務局の説明を求める。
- 事務局 : 阿賀野都市計画用途地域の変更内容について説明する。
(庭山係長)
- 松田会長 : 質問・意見を求める。
- 中島委員 : 今、説明していただきましたけど、簡単に端的に私なりに解釈しますと「用途変更する地区は工業団地造成地だったけど、民間の方が農地としてこの土地を利用したいから白地に戻す」ということなんでしょう？
- 事務局 : 簡単に申し上げますと、そのようなことなんですが、用途地域変更する地区は、個人の方が農地として利用してしまして旧安田高校を下りたところですよ。
その地区は県営産業団地で用地買収がされなかった土地で現況も農地で耕作されている。
それが当時用途地域指定する時にその地区は県営産業団地として一体化となっていたため用途地域指定をした。
いずれにいたしましても農家の方(地権者)が工場建設の見込みもなく、これからも農業を行っていくということで申し出があり、今回、工業地域から白地地域へ変更するという事で、審議していただいている次第です。

佐藤副会長 : 関連ですけども、これまでの経緯、市の対応および県の対応はどのようにしていたのか？説明していただきたい。なお、本件については、異議はありません。

事務局 (土岐課長) : 県の方で東部産業団地造成時に、今回用途地域変更する地区についても用地買収したかったと思われるのですが、その地区については地権者が農業を営んでいきたいということで買収できなかったため、東部産業団地の分譲予定地には含まれていません。
その後につきましてもその地区は、農地として耕作されてる状況となっております。

佐藤副会長 : 今の説明ですと変更も何も必要がないように受け取れますけど、実際には花を栽培し農地として利用、今後も農地として利用していくことになっており何が変更なのか分かりません。
その点の説明をお願いします。

事務局 (土岐課長) : 当時安田町としては、新潟県東部産業団地の周辺にも工場等が建築される見込みがあるとして用途地域指定をしたと思うが、現在は分譲を開始したがいまだに進出する企業がないことおよび地権者は継続して農業を営んでいきたい意向がある。
それに伴い、用途地域変更する地区は、今後工業用地としては見込めない土地であり、継続して農地として利用を行う予定であることから、今回、現状に合わせて用途地域変更を行います。

松田会長 : この用途地域変更する地区は、県東部産業団地として造成する当時から地権者は継続して農業を営んでいきたい意向があり、用地買収には応じなかったため、旧安田町が点在していた農地を現在の場所へ代替地として集めた土地であったため当初から用途地域指定をしなければよかったと思う。
今後、懸念されるのは用途地域指定を外し農業振興地域（白地）になるため宅地開発等の問題もあると思われる。

事務局 (土岐課長) : 万が一、宅地開発等が行われる場合には、都市計画法（開発）の規制を受けるため、簡単には開発はできないと思われる。

佐藤副会長 : 了承しました。。

松田会長 : 他に質問・意見を求める。
質問・意見がないため、議事を本会に諮る。

【異議なし】

松田会長 : 全委員が異議ないと認め、阿賀野市都市計画審議会として「異議なし」で答申すると伝える。

議事（１）を終え報告（１）～（５）に入る。

報告（１）阿賀野市都市計画道路の見直しについて
報告（２）開発行為実績について
報告（３）木造住宅耐震改修支援事業実績について
報告（４）住宅リフォーム支援事業実績について
報告（５）虹の架け橋住宅取得支援事業実績について

松田会長 : 報告（１）～（５）について一括して、事務局の説明を求める。

事務局（小林主任） : 報告（１）阿賀野市都市計画道路の見直しについて、報告（２）開発行為実績について、資料により説明する。

事務局（南場主任） : 報告（３）木造住宅耐震改修支援事業実績について、報告（４）住宅リフォーム支援事業実績について、報告（５）虹の架け橋住宅取得支援事業実績について、資料により説明する。

松田会長 : 質問・意見を求める。

中島委員 : 駅前道路の整備について、昨年、現地視察を行っていると思うが、その内容を説明していただけませんか。

事務局（小林主任） : この現地視察につきましては、街路事業（国の補助事業）として認定可能かどうかを担当である県都市整備課の担当者が来られて確認をしました。

また、駅前道路の整備については、現在の計画決定が幅員 18m となっていることから見直しの検討も必要と考えます。

中島委員 : 了承しました。

松田会長 : また、阿賀野市として都市計画道路を整備していない状況であるため、計画を立て整備を実施してほしい。

他に質問・意見を求める。

【特になし】

松田会長 : 他に質問・意見等ないことを確認し、事務局に事務連絡を求める。

事務局（土岐課長） : 阿賀野市審議会の会議の公開に関する要綱に基づき、議事録等は 1 か月以内に調整し、その後、閲覧および公開に付することを説明する。

松田会長 : 審議会の閉会を告げる。

問い合わせ先
阿賀野市役所
産業建設部 建設課 都市計画建築係
: 0250 - 62 - 2510 (内線 317、318)
E - mail : toshikeikaku@city.agano.niigata.jp